

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会  
開・閉会式等自主警備業務実施計画

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この計画は、いちご一会とちぎ国体警備・消防防災基本計画に基づき、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会（以下「両大会」という。）開・閉会式、両大会開・閉会式リハーサル、冬季大会開始式・表彰式及びいちご一会とちぎ大会競技会（以下「開・閉会式等」という。）の開催に伴う自主警備体制及び活動要領について必要な事項を定めることにより、事件・事故等の未然防止及び発生時における速やかな事態の収拾を図り、選手・監督・役員・一般観覧者等（以下「両大会参加者」という。）の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

## (実施機関)

第2条 県が設置する両大会の実施本部（以下「実施本部」という。）は、警察、消防、県防災担当部局、委託警備会社等（以下「自主警備関係機関」という。）の協力を得て、自主警備業務を実施する。

## 第2章 両大会開・閉会式会場における活動

## (実施期日及び実施場所)

第3条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
いちご一会とちぎ国体 総合開・閉会式リハーサル	未 定	【栃木県総合運動公園】 ・栃木県総合運動公園敷地内及び周辺 ・その他関係施設
いちご一会とちぎ国体 総 合 開 会 式	令和4(2022)年 10月1日(土)	
いちご一会とちぎ国体 総 合 閉 会 式	令和4(2022)年 10月11日(火)	【荒天時】 ・未定
いちご一会とちぎ大会 開・閉会式リハーサル	未 定	
いちご一会とちぎ大会 開 会 式	令和4(2022)年 10月29日(土)	
いちご一会とちぎ大会 閉 会 式	令和4(2022)年 10月31日(月)	

事前警戒・警備	令和4(2022)年 9月中旬(予定) ～9月30日(金) 令和4(2022)年 10月中旬(予定) ～10月28日(金)	
---------	--	--

(組織及び任務)

第4条 実施本部は、自主警備業務に万全を期すため、警備、消防、防災等に関する各班の職員等で構成する「警備消防防災本部」を設置する。また、警備消防防災本部編成表(別表)のとおり編成し、本部員及び警戒員(以下「本部員等」という。)に対して、具体的な任務区分を付与し、責任の所在を明確にしておく。

(関係機関との連携)

第5条 警備消防防災本部は、自主警備業務を円滑に実施するため、自主警備関係機関と緊密な連絡調整を行う。

(平常時における活動)

第6条 警備消防防災本部は、自主警備関係機関及び実施本部各班と連携し、次のとおり自主警備業務を行う。

(1) 実施場所の把握

効果的に自主警備活動を行い、迅速に現場へ急行できるよう、実地踏査により、開・閉会式会場の入退場経路などの状況、施設の規模、構造、収容能力、非常口、避難経路、避難場所等を把握する。

(2) 事前警戒・警備

ア 仮設物の転倒や損壊の防止、会場内への不審者の侵入防止及び不審物件の発見のため事前の警戒・警備を行う。

イ ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコンヘリコプター、その他遠隔操作又は自動操作により飛行させることができる無人航空機(以下「無人航空機」という。)による犯罪行為や妨害行為を未然に防止するため、警察と連携して対策を講じる。

ウ 来場者の滞留が予想される入場口付近の道路において、あらかじめ一般車両の通行を禁止する措置を講じるとともに、警察と連携して車両の突入を阻止する対策を講じる。

(3) 交通誘導整理

ア 駐車許可証等確認場所において、関係車両に対し駐車許可証等の有無を確認する。

なお、駐車許可証等を携帯していない車両については、許可の有無を確認の上、必要に応じて許可証の再発行を行う。

イ 両大会関係車両に対し、指定駐車場への案内・誘導を行う。

ウ 一般車両が両大会関係車両駐車場へ進入することを防止する。また、通行規制を行う場合は、通行規制場所において迂回路の指示を行う。

エ 交通渋滞及び交通事故の原因となる違法駐車車両を発見したときは、運転手に対して移動を要請する。要請に応じない場合又は運転手不在の場合は、警察へ車両の排除を要請する。

オ 歩行者の安全を確保するため、会場直近の交差点等において交通の誘導整理を行う。

#### (4) 会場内外通行管理

ア 来場者種別に応じた動線案内及び通行誘導を行う。

イ 両大会参加者以外の一般通行者に対して、立入制限場所及び迂回路を案内する。

ウ 会場内に物資・資器材等を搬入する車両及び人員を確認し、歩行者との接触事故を防止するための通路を確保する。

エ IDカード、入場券等の通行管理レベル識別証（以下「IDカード等」という。）に応じた通行の適否を確認するとともに、式典会場内の配席区分に応じた入場券の案内・整理を行う。

#### (5) 雑踏警備

ア シャトルバス発着場、おもてなし広場、アプローチデッキ、各入場口など人の滞留や混雑が予想される場所において、来場者の誘導を行うとともに、所要時間等を広報し、焦燥感の軽減を図る。

イ 駆け足、押し合い等による転倒等の事故を防止するため、動線別の案内、誘導を行うとともに、階段、勾配等により転倒事故が予想される危険箇所については、資器材を活用して注意喚起を行う。

ウ 来場者が過密となり、事故等の発生のおそれがある場合は、来場者の分断、進入規制、迂回措置等、状況に応じた適切な措置を行う。

#### (6) 会場入退場者管理

ア 開・閉会式会場に入場管理エリアを設定し、IDカード等を所持していない者の入場を禁止する。

イ 入場管理エリア内に入場する来場者のIDカード等を確認するため、入場管理エリアの入口にIDカード等確認場所を設置する。本部員等は、IDカード等の確認及び本人確認を行い、不正に入場しようとする者を排除する。

ウ 式典会場の入口に金属探知器検査及び手荷物検査（以下「手荷物検査等」という。）を行うための入場口を設置する。本部員等は、手荷物検査等を行い、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開・閉会式等会場管理運営要綱（以下「会場管理運営要綱」という。）で定める式典会場内に持ち込むことを禁止する物品（以下「持込禁止物」という。）の発見を行う。

エ 持込禁止物を式典会場内に持ち込ませないため、持込禁止物一時預かり所及び飲料移し替え所（以下「一時預かり所等」という。）を設置する。本部員等は、一時預かり所等を適切に管理運営する。

オ 式典会場における途中退場者に対して、再入場時に手荷物検査等を再度行うことを伝え、再入場するときには確実に手荷物検査等を行う。

カ 式典会場の入場口において、入退場者数を時間毎に確認し、会場内の来場者を管理する。

(7) 不審者、不審物件等に対する警戒

ア 本部員等は、不審者、不審物件、不審車両、無人航空機等を認知又は発見したときは速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

イ 本部員等は、会場管理運営要綱で定める開・閉会式会場内において禁止する行為を行う者に対し、注意・警告等を行い、従わない場合は退場させる。

ウ 本部員等は、犯罪行為や妨害行為をした者又はしようとする者を認知又は発見したときは、速やかに警備消防防災本部に報告し、指示を受けた上で必要な対応を行う。

(8) 迷子、遺失物等に対する対応

本部員等は、迷子、遺失物及び拾得物を発見又は届け出があったときは、速やかに警備消防防災本部に報告するとともに、迷子・遺失物預かり所に引き継ぐものとする。

(事件・事故等発生時における対応)

第7条 警備消防防災本部は、事件・事故、妨害行為等（以下「事案等」という。）の発生情報を入手した場合は、事実確認に努めるとともに事態の早期鎮圧、被害の拡大防止を図るため、自主警備関係機関と協力し、次の活動を行う。

(1) 通報・連絡

ア 本部員等は、事案等を認知又は発見したときは、警備消防防災本部へ事案等の概要を報告する。

イ 報告を受けた警備消防防災本部は、直ちに本部員等を現場に派遣し、当該事案等の事実確認、状況把握を行うとともに、自主警備関係機関に通報・連絡を行う。

(2) 初期対応

ア 警備消防防災本部は、次の初期対応を行う。

(ア) 事案等の情報収集を行い、正確な状況把握に努め、事案等の内容に応じた的確な指示を現場に急行した本部員等に与えるとともに、状況に応じて自主警備関係機関への出動要請を行う。

(イ) 事案等の状況により、本部員等に、自主警備関係機関が行う活動への支援、周辺における雑踏整理等を指示し、現場における早期鎮圧、収拾に協力する。

(ウ) 情報分析を的確に行い、事案等の拡大のおそれがある場合は、実施本部及び自主警備関係機関との連携を図りながら、事案等の拡大防止に必要な措置を講じる。

イ 本部員等は、次の初期対応を行う。

(ア) 両大会参加者の生命・身体を守ることを最優先に、二次被害が発生することのないよう安全性を確認した上で、被害者の救出・救助を行うとともに、負傷者に対し必要な応急手当を行う。

(イ) 可能な範囲で事案等関係者（加害者、被害者、行為者、目撃者等）の確保に努める。  
なお、確保が困難である場合は、事後対策のために事案等関係者の人相等の特徴及び事案等の概要を記録する。

(ウ) 自主警備関係機関が行う現場活動に協力し、現場周辺の雑踏整理等を行う。

(エ) 来場者の状況を注視し、現場への殺到、混乱など危険な兆候が見られる場合は、警備消防防災本部へ報告するとともに、来場者への誘導や広報を行い、落ち着いた行動

を呼びかける。

(オ) 現場に通じる緊急車両の通行路を確保し、現場への誘導を行う。

(カ) その他事案等の鎮圧、拡大防止等に必要な措置を行う。

ウ 犯罪等予告に対する対応

警備消防防災本部は、犯罪、爆破等の予告など犯罪情報を入手した場合は、速やかに自主警備関係機関に通報するとともに、協力して対応する。この際、両大会参加者の混乱等防止に配慮する。

(大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策)

第8条 大規模災害・突発重大事案が発生した場合の対策は、別に定める。

(記録)

第9条 警備消防防災本部は、自主警備活動状況の把握、発生した事案等の内容及び講じた措置等について、「開・閉会式等自主警備業務記録」(様式第1号)、「通信記録」(様式第2号)及び「事件・事故等発生状況報告書」(様式第3号)により記録する。

(通信連絡)

第10条 警備消防防災本部及び自主警備関係機関との通信連絡体制は、別に定める。

### 第3章 冬季大会開始式・表彰式会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第11条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
スケート・アイスホッケー 競 技 会 開 始 式	令和4(2022)年 1月24日(月)	【日光市】 ・日光市今市文化会館及び周辺
事 前 警 戒 ・ 警 備	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	
ス ケ ー ト 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月28日(金)	【日光市】 ・観光ホテル日光千姫物語及び周辺
ア イ ス ホ ッ ケ ー 競 技 会 表 彰 式	令和4(2022)年 1月30日(日)	
事 前 警 戒 ・ 警 備	令和4(2022)年 1月下旬(予定)	

(活動要領)

第12条 自主警備体制及び活動要領は、第2章の規定を準用し、必要な対策を講じる。

#### 第4章 いちご一会とちぎ大会の競技会場における活動

(実施期日及び実施場所)

第13条 実施期日及び実施場所は、次のとおりとする。

区 分	実施期日	実 施 場 所
競 技 会 場 (練習会場含む)	令和4(2022)年 10月28日(金) ～10月31日(月) (公式練習日含む)  ※実施本部等が必要 と認める場合は、上 記実施期日以外の事 前警戒・警備に係る 期間を含むものとす る。	<b>【宇都宮市】</b> ○カンセキスタジアムとちぎ[陸上競技(身・知)] ○栃木県総合運動公園屋内水泳場[水泳(身・知)] ○栃木県総合運動公園メインアリーナ [バスケットボール(知)] ○宇都宮市清原体育館 [バレーボール(身)] ○宇都宮市体育館 [バレーボール(知)] ○宇都宮市屋板運動場運動広場 [グラウンドソフトボール(身)] <b>【足利市】</b> ○足利スターレーン [ボウリング(知)] ○足利市総合運動場硬式野球場・軟式野球場 [フットベースボール(知)] <b>【栃木市】</b> ○栃木市総合運動公園陸上競技場 [フライングディスク(身・知)] <b>【佐野市】</b> ○佐野市アリーナたぬま [バレーボール(精)] <b>【鹿沼市】</b> ○TKCいちごアリーナ [卓球(身・知・精)] (サウンドテーブルテニス(身)を含む) <b>【小山市】</b> ○栃木県立県南体育館 [車いすバスケットボール(身)] <b>【真岡市】</b> ○真岡市総合運動公園陸上競技場・運動広場1 [サッカー(知)] <b>【大田原市】</b> ○美原公園野球場・第2球場 [ソフトボール(知)] <b>【那須塩原市】</b> ○三和住宅にしなすのスポーツプラザ体育館 [ボッチャ(身)]

		<p><b>【那須烏山市】</b></p> <p>○那須烏山市緑地運動公園多目的競技場 [アーチェリー (身)]</p> <p>※ 上記競技会場と異なる練習会場についても、実施場所を含むものとする。また、実施本部等が必要と認める場合は、競技会場及び練習会場が所在する付帯施設並びにその周辺を含むものとする。</p>
--	--	---

(活動要領)

第 14 条 自主警備体制及び活動要領は、第 2 章の規定を準用し、会場地市と協議の上、協力して整備する。

## 第 5 章 研修・訓練

(研修・訓練の実施)

第 15 条 実施本部は、開・閉会式等における自主警備業務を円滑に実施するため、関係する本部員等に対し、実施期日前の適切な時期に、業務に関する研修及び事前訓練を実施する。

(研修・訓練内容)

第 16 条 自主警備業務に関する研修・訓練の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開・閉会式等における自主警備業務に関すること。
- (2) 自主警備関係機関との連携に関すること。
- (3) 避難誘導、避難経路に関すること。
- (4) その他自主警備に係る必要な事項に関すること。

## 第 6 章 雑則

(委任)

第 17 条 この計画に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

様式第1号 (第9条関係)

開・閉会式等自主警備業務記録

行 事 名	国体事前警備・開・閉会式総合リハーサル・総合開会式・総合閉会式 大会事前警備・開・閉会式リハーサル・開会式・閉会式・競技( ) 冬季開始式・スケート表彰式・アイスホッケー表彰式			
	実 施 日 時	年 月 日 ( )	時 分 ~	時 分
記 録 者	発生日時			(当日勤務員の代表者が記名)
	発生場所			
1	事案内容			
	措 置			
2	発生日時			
	発生場所			
3	事案内容			
	措 置			
備 考				

別表 (第4条関係)

警備消防防災本部編成表

編 成	業 務 内 容
警備消防防災本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開・閉会式等における自主警備・消防防災業務の総括・管理</li> <li>○ 実施本部各部との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関(※1)との連絡調整</li> <li>○ 臨時消防防災組織(※2)の指揮、運用</li> <li>○ その他重大な事案対応</li> </ul>
警備消防防災班長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警備消防防災本部の運営</li> <li>○ 実施本部各班との調整</li> <li>○ 自主警備・消防防災関係機関との連絡調整</li> <li>○ 事案等情報収集</li> <li>○ 業務内容の記録</li> <li>○ 教育訓練</li> <li>○ 自主警備業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時における活動</li> <li>・ 事前の会場状況把握、事前警戒・警備、交通誘導、入退場者管理整理、雑踏警備、不審者・不審物件等に対する警戒、迷子・遺失物等に対する対応</li> <li>・ 事件事故等発生時における対応</li> <li>・ 通報連絡、初期対応、犯罪等予告に対する対応</li> </ul> </li> </ul>
本 部 員 ・ 警 戒 員 (※3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防防災業務                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火気等使用予防管理</li> <li>・ 火気等使用場所の指定、火気等使用者・関係者への指導</li> <li>・ 平常時における活動</li> <li>・ 火災等の警戒、消火用設備の点検・確認、避難経路の確保</li> <li>・ 緊急車両の配備</li> <li>・ 火災等発生時における対応</li> </ul> </li> <li>○ 通報連絡、初期対応、避難誘導、救急救助活動</li> </ul>

- ※1 自主警備・消防防災関係機関とは、警察、消防、県危機管理担当部局、委託警備会社等をいう。
- ※2 臨時消防防災組織とは、消防防災業務実施計画に基づき、火災等が発生し、又は発生のおそれがある場合に編成される組織をいう。
- ※3 「本部長」とは、県委員会事務局職員及び県職員をいう。  
「警戒員」とは、ボランティアスタッフ及び委託警備会社業務員をいう。



